

平成22年第2回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

平成22年11月24日（水曜日）午前9時04分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第50号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

第51号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第52号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 浅井武光君	2番 酒向弘康君	3番 大嶽弘君
4番 池田久男君	5番 水野千代子君	6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君	9番 杉浦務君	10番 鈴木修一君
11番 大須賀好夫君	12番 内田等君	13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君	15番 夏目一成君	16番 鈴木三津男君

欠席議員（1名）

8番 山本隆一君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君 副町長 成瀬敦君
総務部長 新家道雄君 総務防災課長 大竹広行君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君 主幹 鈴木政彦君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

秋も深まるにつれ、庭木の葉や山々が秋の色に深みを増してきており、晩秋の美しさを見せてくれています。これから寒さも一段と増すものと思います。皆様におかれましては、体調管理に十分御注意・御留意いただきたいと思います。

議員各位には何かと御多用のところ、早朝より御出席をいただきまして、ありがとうございます。

御報告いたします。

8番、山本隆一君から検査入院のため、本日、欠席の申し出がありましたので、よろ

しくお願いいたします。

本臨時会に提出された議案は、幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを初め3件であります。

慎重なる御審議をお願いいたします。

臨時会招集に当たり、町長のあいさつをお願いします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

11月も後半に入りまして、肌寒さも身にしみるきょうこのごろだというふうに思っております。晩秋から初冬への冬の様相が深まりつつあるきょうこのごろでございます。

本日、ここに平成22年第2回幸田町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変御多用のところ、早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素、議員各位におかれましては、町政の発展、住民福祉の向上のために尽力いただいております、また行政運営各般にわたり何かと御指導・御支援を賜っており、改めて心から厚く感謝・お礼申し上げます。

さて、本日提案させていただきます議案は、幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを初め3件でございます。

議案の詳細につきましては、後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、国際交流のフレンドシップ提携の関係で、1件御報告をさせていただきます。

先日17日から20日の4日間、カンボジア王国シェムリアップ州のフレンドシップ提携のため、副議長と企画政策課長の3名で公式訪問をまいりました。

かねてから先方と協議してまいりましたフレンドシップ提携を18日に提携することができましたので、今後は現地、トラキエット小学校を交流拠点に民間交流が促進されることを期待するものでございます。

なお、この内容につきましては、取りまとめた報告書を配付させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 議案関係資料の追加分につきまして、本日、お手元に配付いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第2回幸田町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時04分

○議長（鈴木三津男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時04分

○議長（鈴木三津男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を5番 水野千代子君、6番 足立嘉之君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3、第50号議案から第52号議案までの3件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、第50号議案から第52号議案までの3件について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きをいただきたいと思います。

幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改定することに伴い、必要があるからでございます。

2ページをお開きください。

改正の内容につきましては、今回の条例においては、適用日を整理するため、第1条と第2条で区分しました。

第1条は、この条例の第6条第2項で規定する、平成22年12月に支給する期末手

当の支給割合を「100分の165」から「100分の150」に、また第2条は、この条例の第6条第2項で規定する、平成23年6月に支給する期末手当の支給割合を「100分の145」から「100分の140」に改め、平成23年12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の150」から「100分の155」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、第1条の規定は、平成22年12月1日から施行し、第2条の規定は平成23年4月1日からとするものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページから3ページでございます。御参照いただきたいと思っております。

次に、第51号議案について御説明申し上げます。

議案書3ページでございます。お開きをお願いいたします。

幸田町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、特別職に支給する期末手当の支給割合を改定することに伴い、必要があるからであります。

4ページをお開きください。

改正の内容につきましては、今回の条例においては、適用日を整理するため、第1条と第2条で区分いたしました。

第1条は、この条例の第5条第2項で規定する、平成22年12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の150」に、また第2条は、この条例の第5条第2項で規定する、平成23年6月に支給する期末手当の支給割合を「100分の145」から「100分の140」に改め、平成23年12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の150」から「100分の155」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、第1条の規定は平成22年12月1日から施行し、第2条の規定は平成23年4月1日からとするものでございます。

議案関係資料につきましては、4ページから6ページでございます。御参照いただきたいと思っております。

次に、第52号議案について御説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思っております。

幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定することに伴い、必要があるからであります。

6ページをお開きください。

改正の内容につきましては、第1条は、平成22年12月に支給する職員の期末手当の支給割合を「100分の150」から「100分の135」に、勤勉手当の支給割合を「100分の70」から「100分の65」に、再任用職員に対する期末手当の支給割合については、「100分の85」から「100分の80」に、勤勉手当の支給割合を「100分の35」から「100分の30」に改め、別表第1及び第2に、9ページ

から14ページのとおり改めるものでございます。

また、55歳を超える職員で職務の級が6級以上の職員の給与額から100分の1.5を乗じて得た額を当分の間、給料月額より減額するものであります。

この改正に伴い、幸田町職員の育児休業等に関する条例及び幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

第2条では、平成23年6月に支給する職員の期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の122.5」に、勤勉手当の支給割合を「100分の65」から「100分の67.5」に、再任用職員に対する期末手当の支給割合を「100分の30」から「100分の32.5」に改正するものでございます。

また、平成23年12月に支給する職員の期末手当の支給割合を「100分の135」から「100分の137.5」に、勤勉手当の支給割合を「100分の65」から「100分の67.5」に改めるものでございます。

第3条では、給料表の切りかえに伴う経過措置にある職員の給料月額を旧給料月額に100分の99.59を乗じた額に改めるものでございます。

なお、附則第2条において、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、平成22年4月の給料等に100分の0.28を乗じた額に、平成22年4月から平成22年11月までの8月を乗じた額と平成22年6月に支給した期末・勤勉手当に100分の0.28を乗じた額に合わせて、平成22年12月に支給する期末手当より減じて支給することとしており、この減額改定対象職員となる給与表における該当号給は、附則第2条第1項第1号中の表以外の号給であります。

施行期日につきましては、第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から施行し、第2条の規定は平成23年4月1日からとするものでございます。

議案関係書につきましては、7ページから35ページでございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いします。

まず、第50号議案について質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） まず初めに、手違い、間違い、勘違い、これはだれにでもあるんです。それを自分が気づくのが一番いいわけですが、気づかなければ、控えし者がちょっと注意しろよ。

第3条だったか、平成23年12月に支給するものにあつては、改正後は「100分の155」というふうになっておりますが、説明では「100」が抜けて「55」だっ

た。議員のほうはばっさりと、その次の「55」は若干言いよどみはあったけれども、おれのところの給料だでな、「155」だと言って、正確に言うと。何で議員がそんな話というふうに言われてもしようがないことをちゃんとフォローしてやれよというのが冒頭の質問じゃない、苦情だ。もうちょっと見てやれよ。

それと、これで一つは町長にお尋ねするけれども、議員の報酬月額本体に影響を与えるものではございません。しかし、過去、あなた方が答弁してきた内容は、報酬審は、いわゆる報酬審議会は、諮問事項がなくても定期的に懇談などを行っておりますと、こういうことを常々言ってこられた。今回のこの条例の提出に当たって、報酬審にこれは諮問する内容ではございません。といったように、懇談等、報酬審議会との対応はどう臨んでこられたのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 報酬審議会につきましては、平成22年の8月31日に報酬審議会のほうを開催しております。

月額報酬については、条例どおりの額が妥当と判断をいただいております。

報酬については、その場で審議をさせていただいております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど伊藤議員から御指摘いただきましたことにつきましては、私の100が抜けていたということでございまして、大変失礼いたしました。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 課長の答弁で、報酬審は8月の31日に開いたと、月額は妥当だよと。月額の諮問をしたということじゃないでしょう。諮問でもない、もちろん諮問という形をとればいかなものかなという問題も出てくるけれども、私は今回の条例の提出に当たって、8月31日ですから、もう人勸が決定をして、政府並びに国会にこの人勸の内容については勧告されているわけですよ。

ですから、そうした点でいけば、議員及び町特別職というところにも影響が及びますよという話があつてしかるべき。しかし、月額がどうのこうのと、月額は妥当だよなんという話をされること自身がおかしいし、そういうことが報酬審のほうから出てくるといふこと自身がおかしいわけですよ。

質問の趣旨を理解して、きちっとした答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 幸田町の特別職報酬審議会については条例がありまして、その中の第2条の所掌事務の中に、町長は議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関し条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ報酬審議会の意見を聞くという条例になっておりますので、報酬月額なり給料の額についてのみの所掌事務になっておるかと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 理解の程度の問題だわな。私はそんなこと、だれが聞いた。

結局、冒頭申し上げたでしょう。議員の月額にかかわる問題ではないと。ないという

ことは、先ほど今答弁された条例の規定によって条例改正を伴うものについては、町長が諮問すると。その諮問に答えて報酬審が答申を出すと。今、あなたはそう言っただけだ。私はそんなことを聞いたか。聞いてないのに的外しで時間稼ぎやって、自分で自分の物の悪さを公知するような、そういう答弁は控えていただきたいし、もっとよう考えてくれ。

もう一度申し上げる。議員の月額に影響を及ぼすものではないけれども、今まであなた方が議会に答弁してきた内容は、定期的に諮問事項がなくても報酬審と懇談をして互いの理解を深めるように努めておりますと、こういうことを言ったから、では今回の期末手当の関係で、あなた方は8月31日に開いたと言われたから、じゃあ8月31日には既に人勧が発表されたと、こういう問題について懇談をされてきたのかということなんだ。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） この内容について、8月31日には協議をしておりません。

○議長（鈴木三津男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） なければ、以上で第50号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第51号議案について質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長のみずからの給与等にかかわってくるわけですが、これも先ほど申し上げたとおり、本給には影響がないということですが、町長自身、この議案を提出をされるに当たって、自分の気持ち、あるいは思いにぴたっと合ったものかどうかと、自分の思いや気持ちを反映していないなど、こういう思いを持たれたかどうか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員が何を誘導しようかという気持ち、内容がよくわかりませんが、人事院勧告について、私の町長としての条例の改正でございまして、基本額の問題に触れるということかどうか、それはよくわかりませんが、私は人事院勧告に同じような形でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何を誘導するかということ、あなたの気持ちがぴたっときた条例の提出の内容かどうかということをお尋ねしたわけですね。人勧の内容に沿ったものだよと、こういうふうに言われた。

そうしますと、職員と痛みを共通する、あるいは共有をする気持ち、思い、認識はないということですね、あなたの言われた内容は。

私の言うこと、裏に回って、何を誘導して、私をどこの落とし穴にはめ込もうかなんて、そんなことばかり考えているもので、おかしくなっちゃう。

あなたの言われたように、人勧の内容だと。人勧の内容だと言われるなら、職員給を、本給を切り下げたわけだ。切り下げていることについて、痛みの共有や思いの共有はありますかということをお尋ねしておるわけだ。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今までも人事院勧告というのは、上がる時も国の基準を使いながら、下げる時も国の基準を使いながらやっているわけでございまして、これも世の中の社会情勢の流れの中での一つであるというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう点からいきますと、前任の近藤町長は、職員の給与、切り下げに切り下げたと、こういう点でいけば、やっぱり十分・不十分はあるけれども、職員と痛みを共有したいと、こういう思いの中で、月額85万円を80万円にされてきたですね。

あなたの言われるのは、人勧は時によっては上がることもあるし、下がることもあると。その人勧に沿って私は対処していくんだよと。それはそうでしょう。

しかし、私が申し上げたのは、提出をするに当たって職員との痛みの共有について、あなたの認識・感覚はいかにありやと、これが質問の中心の問題であります。

率直に申し上げます。あなた自身、月額85万円については、職員との痛みの共有、あるいは住民との痛みの共有、住民にはこの12月議会に公共料金14項目プラス税に関係する問題が、議案ではないけれども、出てくるだろう。まさに、住民や職員には痛みを押しつけながら、その痛みを共有しようという思いがないじゃないかということが私は一番懸念する内容であります。

したがって、あなたの本給について、月額85万円という給与についてはどういうふうに対処されるのか、どういう思いがありやと、こういうことをお尋ねしているわけがあります。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 職員と共有すべきであるというようなことのお話でありますけれども、私自身も、今日、私の給料が85万と、これにつきましても、以前の町長のときにもずっと報酬審で私は一緒に入っておりますけれども、非常に幸田町としては安いと、近隣の首長さんと比べて相当安いと、上げろと、上げたほうがいいですよと、そういう答申をいただいているのを承知しております。

その中で、現在、確かに職員の給与は、この何年というものは人事院勧告で抑えられているという状況はございますけれども、私は現在のところ、現在いただいております給与に見合うように一生懸命働いて恩返しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いつの場合でも、報酬審というのは、いわゆるイチジクの葉っぱですね。都合が悪ければ、報酬審、報酬審と。しかし、そういう経過があっても近藤町長は、今町長が答弁されたように、85万円を80万円、あるいは85万円を適当な額に引き下げたいと、こういう諮問という形をとらなかったというふうに私は記憶しておりますが、こんな形でどうだいなということを報酬審で相談をされたときに、報酬審は今町長が答弁されたように、いや今でも低いと、財政力豊かな、1.5前後でしたよね、その当時は。その町にしては低いから、下げる必要はないと、こういう諮問審の考え方

は示していただいた。こういうことも、近藤町長は答弁された。だがしかし、自分の気持ちとして、町政を預かり職員を管理・監督する、その立場にある者として、職員に痛みを押しつけるだけでは私の気持ちとしては許せないと、額が適当かどうかはあるけれども、5万円引き下げて80万円にしますと、こういう趣旨の議案提案をされたですよ。

あなたにその意思はあるかと言ったら、いやまだまだ低いんだと、もっと上げてほしい気持ちがあるとは言わんけれども、報酬審はもっと上げてもいいじゃないかと、こういうことを言われた。使い勝手のいい言葉を使ったと。今までの経過は、そういうことを踏んできたわけだ。今、初めて申し上げるとんじゃないです。近藤町長のころはそういう経過を踏みながらも、職員と痛みを共通する、共有する、そういう認識共通の基盤に少しでも立ってやっていきたい、こういう思いが議会に語られたわけです。

その点について、あなたは、再度お聞きしますけれども、痛みの共有についてどう思うのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 前町長は、選挙公約で下げますよということを最初におっしゃって当選されたわけでありまして、最近、30%減、そういう皆さんが非常に多い、それはどういう選挙に勝つためにそういう下げるといふような、そういう風潮が非常に高くなっているんじゃないかというふうに思いますけれども、私は現在のところ、80万を85万にして、本当に職員と一緒に共有できたかということが私は実証できないと思っております。

私は私で、この初めて町長になりまして一生懸命働いていく上において、この額で一生懸命働いていきたいというふうに思っておりますので、現在、下げるつもりはございません。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 前の町長が選挙公約云々、選挙公約だけの問題じゃない。その後の情勢の進展もあったというふうに私は思うわけで、そのことが論争の問題ではない。要は、あなたが言えば、私は選挙公約で町長給与の削減は上げてこやへんかったよと、80万円を85万円にした。それは条例の本則に戻ったというだけの話なんだ。条例が月額85万円ですよと、期限を設けて80万円にしてきたというだけであって、期限が切れれば本則どおり85万円になったということであって、それがいいとか悪いとかということをお願いしているんじゃない。

問題は、地公法の第14条にもございます。情勢適応の原則、選挙公約に掲げなかったと、だから私の給与については、その意思はなしと。しかし、情勢が常に変化し、発展をする。情勢が変化し発展をするときに対応するだけの能力を身につけなさいよというのが地方公務員法に定めてある原則という点からいけば、私は情勢適応の原則の意思ありやないや、今後の町政運営をするときに情勢がどういうふうに変転しようとして我は我なりと、我は我だけれども、職員や住民は情勢適応の原則を当てはめるなり、そんなばかなことが通るわけねえじゃないかということをお願いしているわけだ。

そういう点でいけば、情勢適応の原則について、あなたが85万円の月額給与を引き

下げる意思は全くないと、こういう理解をしてよろしいかどうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私自身がもしそのようなことをするとしたら、議員の皆さんにもまたその辺の影響が及ぶのではないかと、町長だけ下げて議員はいいのかという、いろいろな御意見もいただく場合があるかと思っております。

私は、適応の原則、伊藤議員はよくおっしゃるんですけども、行政の適応の原則、これは非常になかなかうまく使い方をされるわけでありましてけれども、私自身は現在のところは自分自身で、それは伊藤議員に言われてどうのこうのじゃなくして、私その段階において判断をさせていただくものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤議員。

○14番（伊藤宗次君） まさにそのとおりです。自分自身が判断をする、その判断が、いや私が給料を下げたら議員の皆さんも一緒に連れ小便でやってもらわな困るよと、そういうのをおどしとすかしと言うんだわな。おれはいいよ、おれがやったら、今度は議員、あんたらもはらを切るだと、そういうのを反問権と言うんだ。

議員の質問に正面から向き合って答弁せずに、議員の質問に対して、そんなら議員のほうもちいとは削ってもらわなきゃバランスがとれんわなんていうのは、こけおどしと言うんだ。

自分自身の判断はどうかと、そういうものを差しおいて、次いでの仕事で、議員も波及するぞと、いいかと、後は自分が判断すると、そんなの当たり前のことですよ。そういう議会に対する姿勢と反問すれば事足りていると、幸田町議会はあなた方に反問権は認めておりません。反問するならば、どこまででもやる、私は。

ということで、議員の質問に正面から答えていただきたいと、こういうことなんです。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は反問権、別に行ったわけではなくて、そういう影響もあるかもという、そういう町民の皆さんの話が出るのではないかとということを申し上げただけの話でございまして、私は先ほど申し上げたように、自分の給料等、その問題については、十分に自分自身で納得のいくような形で対応させていただくということで思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案について質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 8月の総務委員会の協議会に出された資料と、それから11月の総務委員会の協議会に出された資料、合わせていろいろほとんど同じような内容かというふうに思うわけでありましてけれども、その中で、公務員給与にかかわって、人事院勧告の内容が示されているわけでありまして、今回の引き下げに伴って昭和38年以来に

戻ってくるというようなことから、この公務員給与の引き下げによってどういうふう
に経済効果に波及していくのかと、そういう問題についてお尋ねしたいということと、そ
れから経団連が給与についての発表したわけでありませけれども、昨年度比で言います
と、この民間給与、大企業にあつては128円、それから中小企業にあつては338円
昨年度よりも引き上がっていると、こういうように発表したわけでありませけれども、
この辺との兼ね合いはいかがかということでありませますが、その点についてお聞かせいた
だきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） まず1点目の経済問題でございますけれども、当然、国家
公務員等給与が引き下げられることによって、国全体の経済への影響もありますし、ま
た幸田町の職員給与が下げられることによっての地域経済への影響というのは、ゼロで
はないかとは思ひます。影響は出るんではないかなというふうには思ひます。

2点目の経団連の関係でございますけれども、今回、幸田町においては、従業員が5
0人以上で、かつ事業規模が50人以上の約1万1,000社の45万人の個人給与を
調べた結果、このように0.19%の差があるということでございますので、過去から
人勸において対象の事業所人数等、変わったこともありませけれども、そういう形での
勧告がございまして、幸田町においてもその勧告に従つて給与改定をお願いをして
いるものでございませ。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人事院勧告は国家公務員に対して勧告を行うものであつて、これ
は地方公務員に対してのものではないというふうには私は理解をしていませけれども、し
かし今の地方公務員に対してもこの人勸の勧告に伴つて公務員給与の引き
下げや引き上げを行つてきた経過があるということからすれば、これは地方においての
基準というものが国によって左右されているということからすれば、必ずしも幸田町の
職員給与がどうかという点からして、その点の水準並びにこの近辺の事業所等との比較
という点からすれば、どう調査をされてこの給与の引き下げに至つたのか、その点につ
いてお聞かせいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 過去の経過、幸田町におきましては、人勸が出た場合に人
勸に準じて給与改正をさせていただいていませけれども、幸田町自体には人事委
員会がないということで、県等では人事委員会がありませ、そこで独自で県内の事業
所等を調べて勧告を出していませけれども、市町村においては人事委員会があり
ませないので、国に準拠する形で過去から条例改正をお願いをしていませ。

また、町内の事業所につきましては、人事院勧告に準ずる形での50人以上の事業所
については、42事業所あるわけですが、この中が対象になつたかどうかという
のは、ちょっとそこまでは把握をしていませけれども、対象はそのような形になつ
ていませ。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 愛知県において調査をされているならば、県内の企業の動向、あるいは給料の水準の動向等がわかるわけでありますので、何もこの国の人勤に準ずる必要がないかというふうに思います。

そうした点から、課長が今答弁されたように、県においてはあるよと、しかし市町村にはないから国に準ずるしかないよということは、これはおかしい答弁になるのではないかなというふうに思いますが、そうした点で、地方と国との違いというものの中には出ていないということからすれば、今の答弁はおかしい答弁になるのではないですかということでもあります。

それから、きょうの関係資料の中で追加資料として出されましたけれども、この関係資料の中で、今回、期末・勤勉手当の影響額について言えば、職員について言えば、2,410万円の減額があるということでもあります。

今回の改正が12月と、それから6月の期末手当の改正になるわけでありますが、年間を通して職員の給料等がどのように影響額が反映をされるのかということでもありますけれども、その点について、この断片的なものではわかりづらいということからすれば、年間を通して職員給与はどのように減額があるのかという点について説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 1点目の人勤への答弁がおかしいのではないかとということでございますけれども、過去におきまして、幸田町においては人事院勧告に沿って給与改定を行わせていただいております。

今回、愛知県のほうが国とは少し異なった勧告を出してはおりますけれども、従来どおり国の人勤どおりに準じて給与改定をお願いをしたいものでございます。

それと、あと職員に対しての年間の影響額でございますけれども、お手元の資料の期末手当及び勤勉手当の職員の影響額、これは12月期で調整をする金額でございますけれども、これについては、今、議員言われたとおり、期末・勤勉手当の影響額は2,410万4,276円でございます。それとプラス、その下の給与改定に伴い12月期の期末手当より調整する影響額232万9,626円を足した2,643万3,902円が年間の職員の影響額になるかと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、県職員の給与の期末・勤勉手当の影響というのは、国の人勤に準じないで県独自の調整に伴って引き下げを行ったということで理解していいかということと、それからその引き下げ額というのは、パーセントを説明いただきたい。

それから、この期末・勤勉手当とプラスして職員給与の減額、いろいろ出されているわけですが、そのすべて合わせて年間の職員の給与はどれぐらいの影響額かということでもありますけれども、今言われました2,600万ですね、それがすべての、給与の引き下げと期末・勤勉手当の引き下げを合わせた形の額なのか、正確に出していただきたいですね。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 県が出しました勧告については、私のほうでちょっと今把握をしておりません。何%かというのも把握しておりませんし、県がどのような形で給与改定をするかという情報も承知しておりません。

それと、2点目の職員の年間の影響額ですけれども、先ほど私が言いました期末・勤勉手当、ボーナスの分と給与改定に伴って給料、地域手当等を踏まえた金額が、先ほどの2,600万の金額でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県の動向も把握をしないで提案したのかということでもありますよね。私どもが所在するのが愛知県ですので、そういった点から、国の勧告に準じたままでもいいのか、一律にそれが人事院勧告に伴って幸田町の職員給与も今まで勧告どおり準じてきたわけでもありますけれども、しかしこの地域差というものもあることは事実ですよ。

そういう関係からすれば、この地域手当もあるわけではありますが、いろんな地域との整合性、あるいは地域にある企業との整合性、そういうものもやはり加味しながらやっていくべきではないかというふうに思うわけですね。それが国の一律によって引き上げたり、下げたりしてくるのは、全くおかしいと、なぜ人勧に準じなければならないのか、その整合性が認められないというようなことも言われている中で、県は国に準じていないわけですから、愛知県の中での把握もすべきじゃないのかということでもありますけれども、なぜしなかったのでしょうかね。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 引き下げについては、県の勧告については実施したということは把握したわけですが、ただ近隣の状況を確認しますと、県の勧告というよりも、従来どおり人事院勧告に沿って給与改定をするという情報が多かったものですから、県の詳細について、申しわけございませんけれども、ちょっと勉強不足でありました。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 人勧、即、右に倣えということで、都道府県には人事委員会がありますけれども、そこも押しなべて大半が人事委員会の勧告に従っておると。たまたま愛知県は若干アップさせて、実質的には給料表のダウンはないと、こういう形でやられております。

この人勧が給与ベース、あるいは期末・勤勉手当を引き下げたと、そのことによって約580万人の地方公務員が影響を受けると、こういうことですよ。それは、まさに地域経済を全国的なレベルで冷え込ませていくというのが人勧の内容であります。

あなた方も御承知のように、この17日に日本銀行の名古屋支店が東海3県の景気の動向、こういうものの内容の発表がされて、18日の新聞に、表現の仕方はさまざまですけれども、一斉に報じている。

その見出しは、「11月の東海3県の景気の動向は急速に減速」と書いてある。景気

がどんどんどんどん下がっていく、さらに輪をかけて東海3県については急速に減速をしていくと、こういうものはいろんな要因があります。そのことを一々申し上げるつもりはない。

ただ、こういう全体の景気の動向にさらにさおを差す、流れにさお差すという理解の仕方が、何か流れを食いとめるという一般的な受けとめ方ですが、正確には流れにさお差すというのは、さらに勢いをつけてその流れを加速、これが流れにさお差すということの本当の解釈のようであります。

それはともかくとして、人事院の勧告に右に倣えて地方公務員の給与をさらに引き下げていく、こういうことが現在、日本全体が経済が不況をどんどんどんどん深めてきていると、さらにそれに追い打ちをかけるというような形で、こういうやり方が地方財政にとっても大きな影響を与えるわけですよ。

結局、地方の財政にも大きな影響を与えてくる。そうしたときに、いや我が町の職員だけはそれを食いとめて頑張って税収を上げてもらわなあかんと、こういう発想になるかならんかはともかくとして、一緒に経済を冷え込ませるような、そういう内容についてはいかがなものかなということを上申して、早速質問に入ります。

こういう中で、過日行われました総務委員協議会の中で出されております人事院勧告についての骨子というものが載っております。

この中で、高齢層という新しい言葉がつけられた。この高齢層とは何を指すものかということで、この幸田町の中にも三、四年前に広辞苑大好きという、そういう部長がおりました。事あるごとに、広辞苑はこう書いてある、広辞苑の解釈はこうであるというような答弁説明もされた。

私も広辞苑の第六版、これは最新版だと思いますが、持っております、一生懸命引いたわけだ。高齢層というのは、幾ら探しても広辞苑といえども、それは書いてないわけですよ。書いてないものを今度は議会関係の資料には高齢層と書いてありますので、高齢層とは一体何を意味するものなのか、まずその説明からいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 高齢層ということですがけれども、これについては、条例上は特定職員という形での記載になっております。今年度、55歳を超える方については、俸給表の引き上げ・引き下げに加えて、一定率1.5%を掛けて給与を減額するというものが新たに加わったものでございます。

具体的に言いますと、6級と7級であり、かつ55歳を超える職員について、国については高齢層職員という形と呼んでおるわけですがけれども、条例上は特定職員という形になっております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、高齢層というのは、あなた方が使い勝手がよくて、どこで値切って切り下げていくかということをつくった言葉だな、つくった言葉でしょう。一般的に高齢者、高齢というのは、WHOでは65歳以上、国も大体そんなところ。そして、70歳以上の高齢運転者標識というのがあるわな。わかりやすく言えば、もみじマ

ーク、このもみじマークが大変不評で、もう直変えられるということですが、結局、両手を合わせて南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏と、こういう標識で、そこにお数珠をかければおだぶつマークと、こういうふうの評されるほどの内容だ。

つまり、そういう人たちは、70歳以上が高齢者だ。WHOは、65歳以上が高齢者だと。高齢者ということを使わないで、高齢層というのは、まさに造語だ、使い勝手がいいように自分がつくった造語で、55歳以上で6級、7級の人を全部下げていくと、1.5%下げるわけでしょう。なぜそうなのか、なぜそんな造語までつくって人件費総抑制政策を推進しなければならないのか。ここが一番の問題なんですよ。どうでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 人事院勧告におきましては、高齢層職員という形の表記があります。ただ、幸田町におきましては、先ほど言いましたように、条例では特定職員という形で、高齢層職員という造語については使用をしておりません。

あと、なぜ特定職員の給与を下げるかということでございますけれども、国においても、今議員が言われるように、総人件費の抑制の中で56歳以上の職員の総人件費を下げたいという考えの中での導入かとは思いますが。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私の言った内容を渡りに船と言って、人件費総抑制だと、ああ、いい言葉を聞いたから、それについてに乗っていきこうと、その程度なんだわ。じゃあ、人件費の抑制をどういう形でやっておるのか。

ここでいけば、中堅という形で、主任・主査以上、そこは給料表を変えて引き下げをすると。引き下げたことによって生まれた財源を若手職員という形で、そちらのほうに回していくと。ということは、具体的に言えば、職員間同士に利害の対立を起こさせるような、そういう内容をあなた方は人件費総抑制路線に従ってやると、それが職場の円満な形をつくっていけるのかどうなのか。

中堅層、いわゆる主任・主査以上のクラスになりますけれども、そういうところの給料は引き下げる、さらにまた55歳以上については給料本俸に1.5%削減をすると、そして浮いた財源のごく一部だわ、全部使わへん。ごく一部を若手職員という名前で、そのレベルを若干上げると、これが職員間の利害の対立を生み出さない措置なのか、どういうふうに理解しとるの。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 今回の給料表改定におきましては、1級と2級、主事・主事補にあっては、給料については据え置きをしております。若手については、そのまま据え置いておるわけですがけれども、3級以上の職員については、それぞれ引き下げをさせていただいて、なおかつ先ほど言いました特定職員については1.5%の減額という形をお願いをしているもので、ある程度、若手には配慮した給料表にはなっているのではないかなと、若手のやる気というか、そういうものには配慮をしているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、私が言ったのは、職員間に利害の対立を起こさせるような片一方で削減をして、削減によって生まれたものを片一方に回していくというやり方は、職員間の中に対立を起こさせるやり方ですよ。それはやっぱり現場の中で、幸田町の中で、やり方はいろいろあるんですよ。それをストレートに、ところてんじゃねえんだわ。人勧が出したものをそのまま何も考えずにすぽんと出してやっていくと、そういうものについては、少しは知恵や工夫は出してくださいと、そういうことを申し上げている。

次に質問するわけだけれども、55歳以上については本給を1.5%下げるということですが、これはあなた方の今言われたように、特例措置だと。特例措置、もう少し言い方を変えれば、暫定措置だと。暫定措置に対して、いわゆる本俸が下げられるわけですよ。本俸が下げられたとき、55歳と言え、最大でも5年、あるいは4年、3年、2年という形で、その後には定年退職というものが控えてくる。そうしたときに本給、基本給を引き下げたと、減額の特例措置という形でとられたことによって、基本給をもとにして算出をする退職手当、退職金ですわな、それはどういうふうに影響してきますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 今回の条例上規定させていただいているのは、「当分の間」という形になっております。有期で規定があるわけではなく、当分の間ということですので、いつそれが改正されるかというのはちょっとわからない状態でございます。

それと、退職金については、退職金の計算上、退職される前5年間の給料に基づいて退職金が計算をされますので、当然、引き下げられたことによって退職金にも影響が出るというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 担当の課長がそんなことを答弁されると言う、先ほど申し上げた情勢適応の原則と、そんなことまで持ち出さんでも、新聞をきちっと見ておれば、総務省が20日の日にどういう措置をするか、こういうことを決めたわけだ。

あなたの言うのは、例えば60歳になったときに、5年間の本給のトータルで出しますよと、その期間に基本給の切り下げがあったと、切り下げも当然影響して計算しますよと、こういう答弁ですよ。総務省はそう言っとるか。

あなた方は人勧ストレートで、何もそしゃくせんでストレートに受けとめているわけですから、総務省は今回の50代後半の国家公務員の基本給を対象に1.5%の減額特例措置を導入する。そのことによる退職手当、退職金への影響をどうするのかと言ったら、変わらんと。もうちょっと勉強せえや。

21日、もしくは22日の新聞にどう載っとるか。総務部長が隣で手を挙げて、間の悪い、総務課長をおれがフォローせなしようがないなということのようですので、総務部長、答弁してください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 56歳以上の取り扱いにつきましては、給料表そのものをさら

に引き下げるといふ改定内容ではございません。100分の1.5を給料表にございませぬ給料月額に乗じて引き下げるといふ内容でございまして、退職金はあくまでも給料表の月額での計算式ということになり、退職金には影響を出さないという配慮がなされております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた自身がそういうふうに通つるもんで、課長は真剣になって新聞を穴があくほど見るわな。別に、そんなことは自分の問題じゃなくて、実際問題として総務省は20日の日に、暫定措置で「当分の間」だと、当分の間、給料表を1.5%下げて、さらに自分の持ち給を1.5%下げる、そのことによって退職金に及ぶ影響が大きいし、格差が開き過ぎると。それについては配慮すると。つまり、当分の間というのは暫定措置であつて、影響を及ぼさずに、本来の給料表で計算をした退職金にしますよと、こういうことなんですよ。

ですから、そうした点からいけば、私はもう少しきちつとした、この55歳以上の退職間近の職員の問題には、そういう一定の配慮がされながら、現役でこれからは自分の実力を出して頑張つていこうという人間にばさつとやられることについてはいかがなものかと、こういうことなんですよ。

○議長（鈴木三津男君） 総務防災課長。

○総務防災課長（大竹広行君） 済みません、私の勉強不足で答弁が誤つておりました。申しわけございませんでした。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よつて、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案3件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 議案番号第52号 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正に

ついて、反対の立場から討論をするものであります。

人事院は8月10日、国会と内閣に対し国家公務員の給与、基本給と期末・勤勉手当が民間を上回っているからとして、月例給、つまり給料表を0.1%引き下げ、期末・勤勉手当についても0.2カ月引き下げよと勧告をいたしました。

人事院勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権、つまり労働者と使用者が労働条件などを当事者間で交渉によって決定をするという権利を不当にも制限をしていることに対する代償措置が勧告制度であります。その人事院が民間給与を調査した結果だとして、月例給、つまり基本給を引き下げよと勧告、昨年の基本給引き下げに続く2年連続の減収を押しつけるものであります。

人勧制度そのものが民間の状況に追随をし、労働条件の改善で、その代償措置と勧告組織としての権能を放棄するに等しい国家公務員に対する給与引き下げ勧告機関に偏執をしていることを2年連続してその姿を示すものであります。

この人勧の内容は、国家公務員のみならず、約580万人の地方公務員などにも影響を及ぼすものであります。幸田町も、この人勧の内容に沿って基本給と期末・勤勉手当を引き下げるというものであります。

給料表の改定内容は、若手職員と高齢層職員を仲たがいさせるものになっております。つまり、40歳以上の中堅、主任・主査クラス以上になりますが、その中堅以上の給与を引き下げ、引き下げたことによって生まれた人件費を若手職員に回すというものであります。さらに、56歳以上の職員、高齢職員と言うようではありますが、高齢層職員にあっては、給料表改定、給与引き下げとは別に、直接本人給を1.5%減額するという特例措置まで導入をするものであります。

その一方で、町長給与の月額85万円には一切手をつけず、身を切る決意、その意思も示さずに、職員のみを対象にした給料表の改定や期末・勤勉手当の削減、さらに高齢層職員なる新しい言葉をつくって基本給そのものを減額をする特例措置までつくって人件費を削れというのが、この議案の内容であります。

町長給与についても、12月の定例会、来年3月の定例会、みずからの意思で給与を引き下げる、そういう議案を提案する機会はめぐってくるわけであります。そこで、あなたの身を切る決意・意思が示されるものと私は観測をするものであります。

人事院の勧告のたくらみ、それは総人件費の抑制であります。総人件費を抑制し、職員間の給与の増減で調整するという人勧制度と機能を放棄するに等しい勧告内容をそのまま幸田町職員に押しつけるものであります。

日本経済は底知れぬ不況から脱出ができずに、日本銀行名古屋支店が東海3県の11月の景気判断を「急速に減速している」と発表していることからわかりますように、日本経済の再建の道筋、それは国内消費、内需の拡大であります。国民の懐、住民の懐を温めずして、経済の立て直し、内需の拡大はあり得ません。その道筋をつくるのではなくて、逆に冷え込ませ、さらなる不況の深化に落ち込ませていく不況のスパイラルに陥っていくものがこの議案の内容であることを指摘をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第50号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第51号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第52号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第52号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成22年11月24日招集された第2回幸田町議会臨時会を閉会いたします。

閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成22年第2回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言、お礼方々ごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様には早朝より御出席いただき、終始、御熱心に御審議いただき、提案をいたしました3件の議案すべてを可決・承認賜り、心から厚く御礼申し上げます。

今臨時会に提案をいたし、可決・成立しました各議案の執行に当たっては、御審議の際、いろいろ御指摘をいただいた事項を踏まえて、適正な執行運用に努めてまいり所存でございますので、よろしく願いをいたします。

議員各位におかれましては、向寒の折から、12月議会定例会も控えており、何かと御多用と存じます。健康にはくれぐれも御留意いただき、町政発展のための特段の御指導・御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 議員各位には何かと御多用の中、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者におかれましては、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

これにて散会とします。

どうも御苦労さまでした。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年11月24日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 水 野 千代子

議 員 足 立 嘉 之